

申込方法の一部変更について

令和4年4月開催の講習分より申込方法を一部変更いたします。
変更内容の主たる部分は、次のとおりです。

①申込書に受講者本人の押印及び所属事業場の押印を不要とします。

ただし、支部会員にあっては、従前どおり所属事業場の押印を必要とします。

※会員様の押印がない場合は受講料のうちのテキスト代の補助(減額)ができません。

②自動車運転免許証の写しなどの本人確認書類の添付を必要とします。

下記の「申込みのご案内」の赤字部が変更に係る部分です。

なお、黒字部は現行ホームページに掲載している内容です。

令和4年4月開催の講習の申込書をFAX等していただく場合は変更後の手続き方法によりお願いします。

〈以下、支部ホームページに掲載する内容〉

申込み方法のご案内

受付から受講までの流れ ※下記の1→2→3の順に手続きしてください。

1 受講を希望される講習会等と日程を講習日程表より選び、電話にて予約をしてください。

各講習会等は定員がありますので、必ずお電話にて予約してください。

2 予約後に、以下の書類を FAX 又は 郵送 にて送付してください。
書類

① 予約した講習会等の申込書

当協会支部の会員様にあっては、所属事業場欄は必ず記入・押印をしてください。会員様の押印がない場合は受講料のうちのテキスト代の補助(減額)ができません。

② 科目の一部免除を希望する場合は該当する資格証等の写し

科目の一部免除については4ページ目の「技能講習における科目一部免除について」をご確認ください。

③ 受講者が外国籍の方の場合は

①外国人の受講申込書付表

(外国人の受講申込書付表ダウンロードより入手してください。)

②在留カード又は旅券(パスポート)の写し

※日本語を十分理解できない方は受講できません。

④ 本人確認書類

受講者の氏名及び生年月日が記載された公的書類

- ① 「自動車運転免許証」の写し
- ② 「パスポート」の写し ※上記③の⑥の書類を兼用できます。
- ③ 労働安全衛生法に基づき国が発行した「免許証」の写し
- ④ 「在留カード」の写し ※上記③の⑥の書類を兼用できます。

※上記以外の公的書類については、事務局にご確認ください。

上記以外の公的書類とは、

- ① 住民票又は住民票記載事項証明書(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)、個人番号(マイナンバー)カードの写しも可とするが個人番号が記載された裏面は不要であり受理しない。

⑤ 旧姓等の併記を希望する場合は

講習等の受講申込書の所定の欄に希望ありとし、併記する旧姓等を記載する必要があります。

また、受講申込書に次のいずれかの書類を添付してください。

- 旧姓等が記載された住民票（「旧氏」欄に旧姓等が記載されたものに限ります。）
- 旧姓等が記載された自動車運転免許証又はマイナンバーカード（マイナンバーが記載された裏面は不要です。）

※上記の住民票、マイナンバーカードへの旧姓等併記に関して、お住いの市町等に、自動車運転免許証への旧姓等併記に関して、運転免許センター等に手続きが必要な場合がありますので、関係機関等にご確認ください。

申込みはFAXのみで可能です。申込書の文字、印影等が不鮮明の場合は事務局より再度FAX等をお願いする場合があります。

申込先

一般社団法人 日本クレーン協会三重支部
〒 514-0131 三重県津市あかつ台4丁目3-5
TEL : 059-231-0010 FAX : 059-231-0020
受付時間 : 9:00~17:00 (土日祝日、協会所定休日を除く)
※FAXは24時間稼働しております。

書類作成に際してご注意いただく事項

申込書	<ul style="list-style-type: none">① 申込書 ※必要事項を記入してください。② 科目の一部免除を希望される方は、申込書の免除希望欄に記載していただくとともに、該当する所有資格証等の写しを添付してください。なお、所有資格証の写しの添付が遅れる場合はその旨を申込書にメモ書きしていただき、講習初日7日前までに所有資格証の写しをFAX、送付願います。③ 技能講習等を受講される外国人（特別永住者を除く）の方の申込みには、日本語の理解力を確認する為の付表の添付をお願いします。 外国人の方の申込み書の氏名欄は、「在留カード」の氏名と同じとしてください。
-----	---

	<p>※日本語を十分理解できない方は受講できません。</p> <p>④ 「自動車運転免許証」の写し等の本人確認書類を添付してください。</p> <p>⑤ 旧姓等の併記を希望する場合は、講習等の受講申込書の所定の欄に希望ありとし、併記する旧姓等を記載し、旧姓等を確認する書類を添付してください。</p>
所有資格証の写し	科目の一部免除を希望される方、各種安全衛生教育を受講される方のみ必要です。

- 3 講習会費（受講料及びテキスト代）を下記の振込先の口座までお振込ください。

百五銀行 津駅前支店 普通口座 190514 シャ)ニホンクレンキョウカイミエシブ
--

お振込みに際してご留意いただく事項

- ① 講習会費（受講料及びテキスト代）を改定することがありますので、**必ず受講予定の講習のご案内をご確認ください。**
 - ② 講習会費のお振込みは、予約後2週間以内にお願ひします。予約後2週間を超える場合は事務局にご連絡下さい。
 - ③ 通常、請求書、領収書や振込用紙は送付していません。振込用紙に関しては、各金融機関備え付けのものをご利用ください。
 - ④ 請求書、領収書を希望される方は、上記2の書類をFAX、送付いただく際に「請求書又は領収書」希望とメモ書きをしてください。（ただし、請求書希望の際にはご入金を講習開始2週間前の締切りに間に合うようにお手続きをお願いします。）
 - ⑤ 振込手数料はお客様の負担でお願ひします。
- 4 上記1～3の手続きにより申込み、受付完了となります。
- ① 講習開始1週間前に受講票を送付いたします。当日受講者が持参してください。
 - ② 受講票に受講日、講習開始時間、受講当日にお持ちいただく物等を記載しておりますので、必ずご確認いただくとともに、受講者に教示願ひます。
 - ③ 講習場所は、受講する講習の「講習のご案内」で確認してください。
- 5 お申込み手続き終了後の**変更・取消し等**については、必ず**当支部へ電話**にて連絡してください。
- ① 欠席（講習当日）及び講習初日7日前以降の受講取消（キャンセル）の場合は既納講習会費を返金できませんのでご留意ください。また、次回以降の講習会への移動もできません。
 - ② 講習初日8日前以前の受講取消（キャンセル）の場合は手続きをしていただく必要があります。
 - ③ 受講者の変更は、講習初日2営業日前までにご連絡ください。

技能講習における科目一部免除について

下表のとおり、受講する技能講習別に「受講者が有する資格等」により「免除科目」の免除をすることができます。

免除に際しては、所定の手続きを行う必要があります。手続きがないと免除できません。講習初日7日前までに所有資格証の写しをFAXしてください。
なお、特別教育や安全衛生教育は科目の一部免除はありません。

玉掛け技能講習

受講者が有する資格等		免除科目
免許証の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● クレーン・デリック運転士 ● 移動式クレーン運転士 ● 揚貨装置運転士 	力学・合図
技能講習修了証の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● 床上操作式クレーン運転技能講習 ● 小型移動式クレーン運転技能講習 	力学・合図
特別教育を修了し運転実務経験(6カ月以上)の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重5トン未満のクレーン ● つり上げ荷重1トン未満の移動式クレーン ● つり上げ荷重5トン未満のデリック ● つり上げ荷重5トン以上の跨線テルハ ● 制限荷重5トン未満の揚貨装置 	合図
鉱山における運転実務経験(1カ月以上)の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く) ● つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーン 	合図

床上操作式クレーン運転技能講習

受講者が有する資格等		免除科目
免許証の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動式クレーン運転士 ● デリック運転士 ● 揚貨装置運転士 	力学・合図
技能講習修了証の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● 玉掛け技能講習 ● 小型移動式クレーン運転技能講習 	力学・合図
特別教育を修了し運転実務経験(6カ月以上)の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重5トン未満のクレーン ● つり上げ荷重1トン未満の移動式クレーン ● つり上げ荷重5トン未満のデリック ● つり上げ荷重5トン以上の跨線テルハ ● 制限荷重5トン未満の揚貨装置 ● つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛け業務 	合図
鉱山における運転実務経験(1カ月以上)の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く) 	実技 (運転・合図)

小型移動式クレーン運転技能講習

受講者が有する資格等		免除科目
免許証の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● クレーン・デリック運転士 ● 揚貨装置運転士 	力学・合図
技能講習修了証等の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● 玉掛け技能講習 ● 床上操作式クレーン運転技能講習 	力学・合図
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設機械施工管理技術検定（１級）の合格者で、第２次検定においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は（２級）の技術検定で第２種若しくは第６種の種別に該当するものに合格した者 ● 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 	原動機・電気
特別教育を修了し運転実務経験（６カ月以上）の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重５トン未満のクレーン ● つり上げ荷重１トン未満の移動式クレーン ● つり上げ荷重５トン未満のデリック ● つり上げ荷重５トン以上の跨線テルハ ● 制限荷重５トン未満の揚貨装置 ● つり上げ荷重１トン未満のクレーン等の玉掛け業務 	合図
鉱山における運転実務経験（１カ月以上）の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重５トン以上の移動式クレーン 	実技 (運転・合図)

外国人の受講申込書付表

(一社)日本クレーン協会三重支部では、厚生労働省の通達に基づき、外国人の方の受講については、下記1の通り日本語の理解力を十分有する方についてのみ受け入れています。そのため、今回お申込の外国人の方について、下記1から下記3の事項のいずれか該当する方を○で囲んでいただき、合わせて下記4の証明・署名欄に事業所の証明と本人の署名をお願いいたします。本人署名につきましては旅券又は在留カードに記載されている氏名を記入してください。また、本紙と旅券又は在留カードの写しを申込書に添付してください。

1. 日本語の理解力について

日常生活に必要な日本語の理解力のほか、クレーン運転業務、玉掛け作業についての専門的・技術的な事項に関する日本語の理解力を十分有していることが必要です。

お申込の方は、このような日本語の理解力が

- ・ 十分である
- ・ 十分ではない

2. 読上げ試験について

学科試験については、日本語の理解力は十分であるが、漢字などを読むことが十分できない人のために、問題を日本語で読上げ受講者に筆記で解答していただくという読上げ試験の方法もあります。この場合、問題文の説明はいたしません。学科試験の時間は筆記試験と同じです。

お申込の方は、このような読上げ試験を

- ・ 希望する
- ・ 希望しない

* 読上げ試験を希望する場合は、定員がございますので予約の時点で相談、申出をしてください。

3. 受付後の受講について

受付後においても、日本語の理解が十分ではないと判断された場合には、受講をお断りすることがあります。

お申込の方は、このことを、

- ・ 了承する
- ・ 了承しない

4. 証明・署名欄

下記(2)の外国人申込者は、上記1に記載された日本語の理解力を十分有するものであることを証明します。

(1) 証明欄 令和 年 月 日作成

- ・ 事業場名 _____ (印)
- ・ 所在地 _____
- ・ 連絡担当者(所属) _____

(2) 技能講習申込者・署名

氏 名 _____

一般社団法人日本クレーン協会三重支部長 殿